



島根県報

平成25年 5月28日 (火)

第 2,498 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）の交付の対象等を定める告示	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	4
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定（2件）	（ " ）	4

【公 告】

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	5
----------------------------------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第401号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち、ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業の交付の対象等を定めたので告示する。

平成25年 5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）

2 交付の目的

社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人（以下「NPO等民間支援団体」という。）が実施するホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業に対して補助することにより、求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等に係る必要な支援を行うことを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付額

交付の対象となる事業	補助対象経費	交付額
ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業	NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料並びに利用者に係る食糧費	知事が必要と認めた額若しくは対象経費の実支出額のいずれか低い額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額を交付する。

備考

- 1 委託費又は備品購入費が経費の大部分を占めている事業及び補助対象経費が500,000円に満たない事業は、補助の対象外とする。
- 2 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

島根県告示第402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年 5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社NSC	訪問介護	さくら・介護ステーション西出雲	島根県出雲市西新町一丁目	平成25年 5月20日
	介護予防訪問介護		2453番地 4	

島根県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年5月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

平田斐伊川以北土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原 欣充 出雲市灘分町1049番地
土江 晃徳 出雲市灘分町1293番地
日野 和則 出雲市灘分町1865番地
多久和修一 出雲市灘分町1230番地
土江 武夫 出雲市灘分町1386番地
長廻 毅 出雲市灘分町1941番地
常松 光政 出雲市灘分町2012番地
足立 裕治 出雲市灘分町1605番地
田中 周二 出雲市灘分町1801番地
松浦 史生 出雲市灘分町2360番地
岡田 直行 出雲市灘分町2506番地
須谷 充郎 出雲市灘分町2455番地
土江 朝男 出雲市平田町5805番地
臼井 敏郎 出雲市平田町5555番地
橋本 忍 出雲市園町1191番地 1
曾田 教夫 出雲市鹿園寺町23番地

監事

久家 昇 出雲市灘分町813番地
久家 繁信 出雲市灘分町46番地
久野 章 出雲市灘分町1571番地
松浦 雅巳 出雲市灘分町2361番地

2 就任年月日

平成25年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

原 重義 出雲市灘分町1040番地
土江 晃徳 出雲市灘分町1293番地
日野 和則 出雲市灘分町1865番地
多久和修一 出雲市灘分町1230番地
土江 武夫 出雲市灘分町1386番地
長廻 毅 出雲市灘分町1941番地
土江 一弘 出雲市灘分町2034番地
竹内 安夫 出雲市灘分町1783番地
久家 要一 出雲市灘分町1552番地
福間 善伸 出雲市灘分町2310番地
岡 定徳 出雲市灘分町2430番地
河中 義秋 出雲市灘分町2741番地

土江 朝男 出雲市平田町5805番地
河原 隆 出雲市平田町2585番地
周藤 操夫 出雲市園町1317番地 1
吾郷 勝美 出雲市鹿園寺町121番地 2

監事

三島 壽治 出雲市灘分町2001番地
高橋 昭好 出雲市灘分町1246番地
福田 武 出雲市灘分町1598番地
西尾 洋治 出雲市灘分町2571番地

島根県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市斐川土地改良区の定款変更を平成25年5月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第405号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市宇野町234-2、236、238、2374-1、2374-7、2376-1、2377-2、2377-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市横山町747
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
大田市仁摩町天河内字飯田746-10、746-11
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務提案競技仕様書による。

(3) 期間

契約の日から平成30年7月31日まで

(4) 提案価格の上限額

42,840千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成25年度分 12,992千円

平成26年度分 6,888千円

平成27年度分 6,888千円

平成28年度分 6,888千円

平成29年度分 6,888千円

平成30年度分 2,296千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

- (#) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成25年5月28日（火）から同年6月4日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 8部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成25年6月11日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成25年7月9日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は行わない。

7 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成25年6月5日（水）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成25年6月7日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成25年6月14日（金）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
 - イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Remote Backup System for Shimane Prefectural Government 1set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m 9 July 2013
- (3) For further details contact : Information Policy Division, 1Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-6315